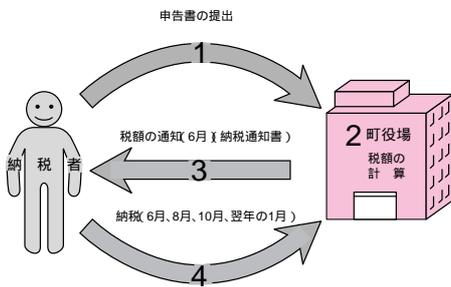


納税の方法

住民税（町・県民税）の納税は、普通徴収と特別徴収の2つの方法があり、いずれかで納税していただくことになっています。

普通徴収（個人納付）

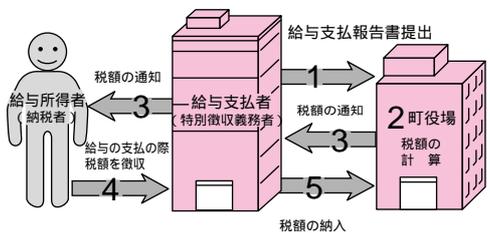
町から通知される納税通知書により、平成15年度は、6月、8月、10月、翌年の1月の4回の納期で直接納付していただく方法です。



特別徴収（給与天引き）

町から給与支払者（会社）を通して税額通知書が通知され、給与支払者（会社）が毎月給与を支払う際、給与からその月の税金を天引きして翌月の10日までに町に納入する方法です。なお、平成15年度の徴収は、6月から翌年の5月までの12か月となっています。

また、年の途中で退職された方は、未徴収月分が普通徴収（個人納付）に切り替わります。



定率による税額控除

今年度も、定率による税額控除が実施されます。定率による税額控除額は、所得割額の15%相当額となります。ただし、15%相当額が4万円を超える場合は、4万円が限度となります。

平成15年度 住民税の算出方法は

平成15年度の住民税（町・県民税）の納税通知書は、今月送付しますが、その算出方法は次のとおりです。

住民税の計算のしかた **住民税額** = 所得割額 + 均等割額

住民税が算出されるまでの具体例

設 例	家族構成	夫婦子ども2人（妻子は所得なし、子のうち1人は17歳）	
	平成14年中の 収支	収入 必要経費 国民健康保険の支払額 生命保険の支払額	5,670,000円 1,845,000円 420,000円 100,000円
	所得金額（収入 - 必要経費）	5,670,000円 - 1,845,000円 = 3,825,000円 (A)	
	（収入が給与の場合は、簡易給与所得表により求めます）		
	所得控除	社会保険料控除 生命保険料控除 配偶者控除 配偶者特別控除 扶養控除（33万円×1人） 特定扶養控除（45万円×1人） 基礎控除	420,000円 35,000円 330,000円 330,000円 330,000円 450,000円 330,000円
	計	2,225,000円 (B)	
	課税所得金額（A - B）	3,825,000円 - 2,225,000円 = 1,600,000円 (C)	
	所得割額 < C × 税率 >	県民税 町民税	1,600,000円 × 2% = 32,000円 (D) 1,600,000円 × 3% = 48,000円 (E)
	今年度も住民税については、次の額を控除します。	定率控除額 ((D + E) × 0.15) (32,000円 + 48,000円) × 0.15 = 12,000円 (F)	
	定率控除後の所得割額	県民税 (D - F) 町民税 (E - F)	4,800円 (G) 7,200円 (H)
	均等割	県民税 町民税	1,000円 (K) 2,000円 (L)
	住民税額	(I + J) (K + L) 所得割 27,200円 + 40,800円 = 68,000円 均等割 1,000円 + 2,000円 = 3,000円 合計 71,000円	

所得割の税率

市 町 村 民 税	課税所得の段階	標準税率	(参考) 速算控除額
	200万円以下の金額	3%	
	200万円を超え700万円以下	8%	100,000円
	700万円を超える金額	10%	240,000円
道 府 県 民 税	課税所得の段階	標準税率	(参考) 速算控除額
	700万円以下の金額	2%	
	700万円を超える金額	3%	70,000円

（注）課税所得とは、総所得金額から基礎控除、扶養控除などの所得控除の額を控除した金額。

国保年金



「ごぞんじですか 国民健康保険

「退職者医療制度」

国民健康保険に加入している方の中で次の条件にすべて当てはまる方は退職者医療制度の対象となりますので届出をお願いします。

- 対象となる人は…
- ・60歳以上で国保の保険証は「さくら色」を持っている
- ・老人保健制度の対象ではない

い

- ・厚生年金などの老齢（退職）年金を受けていて、その加入期間が20年（または40歳以降に10年）以上ある
- ・支給を受けていないが上記の加入期間があれば適用されます

- 扶養家族とは…
- ・退職被保険者の配偶者または

は三親等内の親族で同居している

- ・前年の収入が130万円未満（60歳以上の方は年金および他の収入と合わせて180万円未満）である
- ・国保に加入していて、老人保健の対象ではない

●届け出に必要なもの…

- ・年金証書（加入期間の記入があるもの）または被保険者記録照会回答票（社会保険事務所発行のもの）
- ・印鑑

- 国民健康保険証
- 国民健康保険係

☎ 2162

年金受給者のみなさん 現況届は忘れずに！



老齢・遺族・障害など公的年金給付を受けている方は、継続して年金を受ける権利があることを確認するために、毎年指定日（誕生月の末日。ただし、20歳前に初診日のある傷病による障害基礎年金や、旧福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金・遺族基礎年金の受給権者は7月末日となります）までに、現況届を社会保険庁に提出することになっています。この現況届は指定日の属する月の初旬に送付されますので、必要事項を記入のうえ、その月の末日までに必ず返送してください。

ただし、年金が裁定されてから1年を経過していない方や、年金の全額が支給停止されている方については、現況届の提出は必要ありません。

また、複数の年金を受けている方でも、例外を除き、1枚の現況届を提出すればよいことになっています。

しかし、提出期限に遅れたり、提出しないですと、年金の支払いが一時差し止められてしまいますので、現況届が送付されたら指定日までに必ず提出してください。

万が一、年金が差し止められた場合には、その後現況届が届いた時点で差し止めは解除され、次回の支払月に差し止められていた分もまとめて支払いがされます。

なお、現況届を紛失されたり、お手元に届かないときは、近くの社会保険事務所または、町保険年金課に現況届の用紙が備え付けてありますので、ご相談ください。

☎ 国民年金係 ☎ 2163

納税証明書を請求される方へ - 本人確認の書類提示 -

平成15年7月1日から、県税に関する納税証明書を請求される場合は、運転免許証など証明書類により本人確認をさせていただきます。ご協力をお願いします。

☎ 上尾県税事務所 ☎ 772-7105

男女共同参画社会をめざして



平成11年に改正男女雇用機会均等法が施行され、事業主は、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、いわゆる職場での性的いやがらせの発生を未然に防止するために雇い管理上の義務を負うことになりました。セクハラは、人権侵害です。女性にも男性にも働きやすい、そして働きがいのある職場づくりのために、さまざまな問題は職場や社会の中で話し合い、お互いに一人の人格を持った人間として接することが大切です。

でも、もし職場でいやがらせに悩んでしまったら、誰かに相談しましょう。町では人権相談や女性相談、その他、各種の相談日を設けています。仕事を楽しく続けていくために、一人でも悩まず、お気軽にご利用ください。

☎ 人権推進課 ☎ 2695